

1. 事業の必要性・概要

業務用冷凍・冷蔵・空調装置（以下「冷凍等装置」という。）は、その用途上、エネルギーを常時かつ大量に消費する設備であるため、省エネルギー性能に優れた装置を普及させることにより、温室効果ガス排出量の効果的な削減を図ることができる。また、それに加えて、オゾン層破壊物質であり強力な温室効果ガスでもあるフロン類冷媒（二酸化炭素の数百～一万倍超の温室効果をもつ人工物質）ではなく、自然冷媒（アンモニア等、自然界に元来存在する物質）を使用したノンフロン冷凍等装置の普及により、使用時の漏洩等により排出されるフロン類の削減を図ることができる。

しかしながら、このような省エネ性能に優れ、温室効果ガスの排出抑制に効果が大きいノンフロン冷凍等装置は、現段階においては、フロン類冷媒を使用する設備に比べ高価であることや、認知度が低いこと等により、普及が進んでいない状況である。

そこで、本事業は、省エネ型ノンフロン冷凍等装置に導入する民間事業者に対し、その導入費用の一部について補助を行うことにより、省エネ型ノンフロン冷凍等装置の導入を支援するものである。これにより、初期需要創出が図られ、当該装置の価格低減に資することをもって導入・普及の加速化を促進し、温室効果ガス削減を推進させる。

2. 事業計画（業務内容）

業務用冷凍等装置について、省エネ型ノンフロン冷凍等装置を導入しようとする民間事業者に対して、当該設備導入の事業費の一部（フロン冷媒冷凍等装置の導入費用との差額の3分の1）を補助する。

事業期間：平成25年度～平成27年度

負担割合：国1／3、民間事業者2／3

補助先：民間事業者

3. 施策の効果

省エネ型ノンフロン冷凍等装置の導入・普及の拡大を加速化することにより、省エネルギー化による二酸化炭素の排出を削減すると同時に、温室効果の極めて高いフロン類冷媒の使用時漏洩等の削減を図る。

省エネ型ノンフロン整備促進事業

(担当:地球環境局地球温暖化対策課フロン等対策推進室)

25年度予算(案)額 5.05億円(2.5億円)

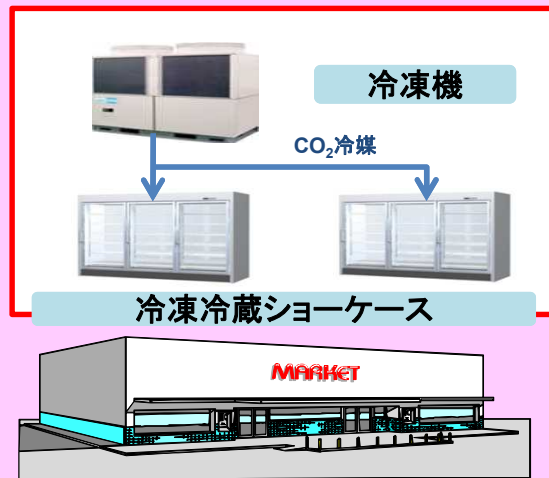
目的・意義

スーパーマーケットやコンビニエンスストアなどの小売店舗や、冷凍工場、食品・農水産物加工場、及び市場、物流倉庫などの物流拠点等で冷凍、冷蔵、空調用に使用されている装置は、一般的に大量のエネルギーを消費していますが、近年、省エネルギー性能に優れ、かつ冷媒として、強力な温室効果ガスであるフロン類ではなく、格段に環境負荷の少ない自然冷媒（アンモニア、CO₂等の元来自然界に存在する物質）を利用した冷凍・冷蔵・空調装置（省エネ型ノンフロン冷凍等装置）が開発されています。

こうした省エネ型ノンフロン冷凍等装置を導入することによって、使用時の電力の節減を図ることができ、**エネルギー起源CO₂（エネルギーの使用に伴い発生するCO₂）排出量の削減と冷媒の脱フロン化によるフロン類の排出削減**を同時に推進できることから、本事業の実施によりその普及促進を図るものです。

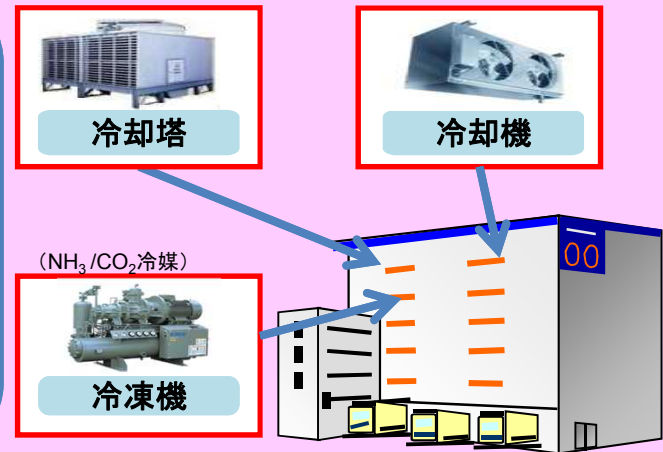
事業内容

省エネ型ノンフロン冷凍等装置の導入に対して補助を行います。対象となる装置として、例えば次のようなものが開発されています。



補助対象となる装置例

- ①スーパーマーケット、コンビニエンスストアの冷凍機・冷蔵庫、ショーケース等
- ②冷凍工場、食品・農水産物加工場等の冷凍機、冷蔵庫、冷温熱給水器、空調機器等
- ③市場、物流倉庫等の冷凍機、冷蔵庫、空調機器等



補助内容

1. 補助対象者： 民間事業者
2. 補助対象事業： 既存の冷凍等装置を更新する際、あるいは新設する際に、省エネ型ノンフロン冷凍等装置を導入する事業
3. 負担割合： ノンフロン冷凍等装置導入費用とフロン冷媒冷凍等装置導入費用の差額の1/3を限度として補助します（工事費を含みます。）

